

(赤字は平成30年度からの主な変更点)

調布市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金マニュアル（令和元年度版）

（簡素化してあるため、詳細については、要綱を御確認ください。）

1 補助金の概要

(1) 目的

保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図ることを目的に常勤職員が居住するための宿舍としての住居の借り上げを行う保育施設等の設置者（以下「事業者」という。）に対し、当該借り上げに係る費用の一部を補助することにより、その負担を軽減し、もって子育て施策の充実に資するものとする。

(2) 対象施設

ア 認可保育所

イ 認定こども園

ウ 東京都認証保育所

エ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育）

オ 企業主導型保育事業

カ 定期利用保育事業

キ 家庭的保育事業（都制度）

ク 病児保育事業（病児対応型及び病後児対応型）

(3) 対象職員

保育施設等に勤務する常勤の保育従事職員（住居手当を支給されていないこと）

(4) 補助対象期間

各月1日時点で、以下の条件が満たされている間

- ・当該保育施設等に採用されている
- ・当該宿舎に居住している（住民登録がされている）
- ・事業者名義で不動産契約をしている

（一つでも2日以降になってしまうと、翌月分から補助の対象となりますので、御注意ください。）

(5) 補助対象経費（上限月額 82,000 円）

ア 賃借料

イ 共益費（管理費）

ウ 礼金

エ 更新料

} 一括支払金

（ウ及びエについては、対象月数で割って各月に上乗せします。端数が出る場合は、いずれかの月に上乗せしてください。合計が実際の額になるようにします。）

2 補助金スケジュール

7月中旬 交付申請依頼（市⇒事業者）

8月中旬 交付申請締め切り（事業者⇒市）

9月下旬 交付金額決定通知（市⇒事業者）

10月5日 前期分請求書提出締め切り（事業者⇒市）

10月下旬 前期分支払い（市⇒事業者）

1月中旬 変更交付申請依頼（市⇒事業者）

2月中旬 変更交付申請依頼締め切り（事業者⇒市）

3月下旬 （変更交付申請提出時のみ）交付金額決定通知（市⇒事業者）

4月5日 **後期分請求書提出締め切り（事業者⇒市）**

4月下旬 後期分支払い（市⇒事業者）

4月下旬 実績報告提出（事業者⇒市）

5月上旬 補助金額確定通知+（返還金がある場合）補助金返還依頼（市⇒事業者）

5月中旬 （返還金がある場合）補助金返還期限（事業者⇒市）

3 提出書類（以下の順番にそろえて御提出ください）

(1) 交付申請（イ～ケについては、対象職員ごとにまとめてください）

ア 調布市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

イ 調布市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金計画書（第2号様式）

ウ 調布市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金本人負担額確認書（第3号様式）

エ 調布市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金居住者雇用証明書（第4号様式）

オ 不動産賃貸借契約書の写し（事業者と貸主の間におけるもの）

カ 居住者の住民票の写し（同居者がある場合は、同居者の住民票の写しを含む。）

キ 居住者の資格証の写し（有資格者に限る。）

ク 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

ケ 前各号に掲げるものうち、前年度に提出した書類から変更がないものについては、提出を省略できる。

コ 計算書 (Excel データ)

サ 債権者登録兼支払金口座振替依頼書 (補助金の入金先が昨年度と同じ場合は不要)

(2) 請求 (前期 : 10月5日まで, 後期 : 4月5日まで)

ア 請求書

(3) 変更交付申請 (イについては、対象職員ごとにまとめてください)

ア 変更交付申請書 (第6号様式)

イ (交付申請時からの変更書類)

(4) 実績報告 (イ~キについては、対象職員ごとにまとめてください)

ア 調布市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実績報告書 (第9号様式)

イ 居住者の住民票の写し (同居者がある場合は、同居者の住民票の写しを含む。)

ウ 居住者の給与明細書の写し (同居者がある場合は、同居者の給与明細書の写しを含む)

エ 住居借り上げに係る経費支払書 (領収書等) の写し

オ 不動産賃貸借契約書の写し (事業者と貸主の間におけるもの)

カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

キ 前各号に掲げるもののうち、交付申請時及び変更交付申請時の書類から変更がないものは、提出を省略できる。

ク 計算書 (Excel データ)

4 FAQ

(1) この事業は、来年度以降も継続するのか。

⇒本事業は、国や都の補助を見込んで調布市として実施しています。そのため、国や都の状況によって事業の縮小又は廃止することがあります。なお、都の補助については、令和2年度までの予定となっております。

(2) 補助対象施設（借り上げ施設）に制限はあるか。

⇒市内の施設を対象としております。また、事業者及び事業者の親族等関係者が所有する施設（物件）は、対象外です。

(3) 申請をしていなかったが、4月から対象になるか。

⇒補助要件を満たしていれば、年度内は遡りが可能です。申請のタイミングによっては、上半期分も下半期分と一緒に支払うこともあります。

(4) 1事業者につき、補助対象職員の人数に制限はあるか。

⇒現在のところありません。

(5) 産休中、育休中、休職中でも対象になるか。

⇒雇用が継続されていれば対象になります。

(6) 年度途中で退職や引っ越しなどで補助対象から外れる場合は、どのようになるか。

⇒基本的に各月1日時点で対象かどうかで、その月が対象になるか決まります。月の途中で補助対象から外れる場合は、その月分として実際に支払った額が、その月の補助金の額になります。そのため、その月は「実際に支払った額+（ある場合は）

一括支払金」となります。一括支払金については、日割りはしません。また、申請については、間に合う場合は変更交付申請をしていただき、間に合わない場合は、実績報告後に補助金返金依頼をさせていただきます。

(7) 施設長は対象になるか。

⇒要件を満たしている場合は対象になります。ただし、事業者又は役員親族等が兼任している場合は、対象外となります。

(8) 4月から採用の職員を3月以前から借り上げ施設に居住させている場合、いつから対象になるのか。

⇒採用されていることも対象要件のため、対象期間は4月からになります。ただし、3月入居であれば礼金については4月からの対象とします。

5 その他

借り上げ社宅は、対象職員の給与として課税される場合があります。詳しくは、国税庁HPを御確認ください。